



平成 30 年 3 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ  
 代表者名 代表取締役社長 味岡 桂三  
 コード番号 7173 東証第一部  
 問合せ先 経営企画部長 水藤 有仁  
 (TEL 03-5341-4301)

## 株主優待制度の実施について

当社は、株主の皆さまのご支援に感謝するとともに、投資魅力を高め、より多くの株主さまに当社株式を長期保有いただくことを目的として、下記のとおり株主優待制度を実施することいたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 株主優待制度の内容

#### (1) 対象となる株主さま

平成 30 年 3 月 31 日（基準日）現在の株主名簿に記載された 100 株以上保有の個人、及び法人の株主さま。

該当の株主さまには、お取扱いの詳細を平成 30 年 6 月下旬に郵送にてご案内させていただく予定です。

#### (2) 優待内容

優待券 1 枚につき以下の 2 つのコースの中から、1 つご選択いただけます。

##### ① 「定期預金金利上乘せ」コース

対象となる株主ご本人さまが、当社の子会社である東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京のいずれかで作成する定期預金 1 口座について、以下のとおり金利を年 0.2%（税引後年 0.159%）上乘せいたします。（注 1）

○対象となる預金の種類	スーパー定期 1 年もの（自動継続扱い）
○ご利用方法	店頭窓口でのみご利用いただけます。（インターネットバンキング、ATM、インターネット支店にてご作成の場合はご利用いただけません） 取扱期間内に、ご署名および「1. 定期預金金利上乘せコース」に <input checked="" type="checkbox"/> をご記入いただいた優待券をご持参のうえ、お預け入れください。
○適用金利（注 2）（注 3）	預入時の店頭表示金利＋年 0.2%（税引後年 0.159%）
○預入金額	10 万円以上 200 万円まで（分割預入はできません）
○取扱期間	平成 30 年 7 月 2 日（月）～平成 30 年 9 月 28 日（金）
○満期後の適用金利	金利上乘せは初回満期日までとなります。満期日にご継続いただいた後は、満期時点のスーパー定期 1 年ものの店頭表示金利を適用させていただきます。

（注 1）東京都民銀行と八千代銀行、新銀行東京の 3 行は、関係当局の許認可の取得等を前提として、平成 30 年 5 月 1 日に合併し、「きらぼし銀行」となる予定です。合併後のお手続きは「きらぼし銀行」となる予定です。

(注2) 非課税扱いとすることができる場合を除き、国税 15.315%、地方税 5%の合計 20.315%の源泉徴収が行われます。

(注3) 本定期預金を満期前に解約された場合には所定の中途解約利率が適用となります。

## ②「投資信託購入時手数料優遇」コース

対象となる株主ご本人さまが、当社の子会社である東京都民銀行または八千代銀行（注4）のどちらか一方で購入される投資信託について、以下のとおり購入時手数料（税抜き）の50%を優遇いたします。なお、優遇金額の上限は1万円、優遇の機会は1回限り1取引とさせていただきます、分割によるお取扱いは不可とさせていただきます。（注5）（注6）

○対象となるお取引	投資信託購入
○ご利用方法	店頭窓口、インターネットバンキング、ならびにインターネット支店にて投資信託をご購入いただいた場合にご利用いただけます。 取扱期間内に、ご署名および「2. 投資信託購入時手数料優遇コース」に <input checked="" type="checkbox"/> をご記入いただいた優待券をお取引のある支店店頭窓口にご持参ください。（注7）
○優遇方法	取扱期間終了後、お客さまの投資信託指定預金口座へキャッシュバックいたします。（平成30年11月予定）
○取扱期間（注8）	平成30年7月2日（月）～平成30年9月28日（金）

(注4) 東京都民銀行と八千代銀行、新銀行東京の3行は、関係当局の許認可の取得等を前提として、平成30年5月1日に合併し、「きらぼし銀行」となる予定です。合併後のお手続きは「きらぼし銀行」となる予定です。なお、合併後のきらぼし銀行 東京みらい営業部（現在の新銀行東京 東京みらい営業部）では投資信託の取扱いは行わない予定です。

(注5) 他の投資信託購入時手数料優遇との併用も可能です。

(注6) 投資信託は値動きのある商品ですので、株主優待制度の取扱期間内のご購入が必ずしも有利とはなりません。ご購入はご自身でご判断ください。

(注7) インターネット支店にて投資信託をご購入いただいた場合は、最寄の現在の東京都民銀行の店舗に優待券をご持参ください。

(注8) 取扱期間内に約定となった1取引が対象となります。お取引によっては申込日と約定日が異なる場合がありますので、取扱期間内にお申し込みをいただいてもキャッシュバックの対象とならない場合があります。詳しくは以下までお問い合わせください。

東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部 TEL 03-5341-4301

【投資信託についてのご注意事項】

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 東京都民銀行および八千代銀行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、外貨建ての資産に投資する場合には、この他に為替リスクもありますので、元本および分配金が保証されている商品ではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託の募集・申込などのお取扱いは東京都民銀行および八千代銀行が行い、運用および設定は運用会社が行います。
- 投資信託をお申込みの際は、各投資信託の最新の契約締結前交付書面（交付目論見書および一体となっている目論見書補完書面）をご覧いただき、内容を十分に理解したうえで、ご自身の判断によりお申込みください。
- 投資信託には、取得時に購入時手数料がかかるほか、保有期間中には間接的に信託報酬・監査費用等がかかります。また一部の投資信託では換金時等に信託財産留保額がかかります。
  - ・購入時手数料は、お申込金額（1口あたりの基準価額×お申込口数）に対し最大3.78%（税込）
  - ・信託報酬は、純資産総額に対し最大年率2.376%（税込）
  - ・信託財産留保額は、基準価額に対し最大0.5%
  - ・その他の費用については、運用状況等により異なるため、あらかじめ金額または上限金額等を記載することはできません。
  - ・お客さまにご負担いただく費用等については、保有金額または保有期間により異なるため、あらかじめ合計金額等を記載することはできません。
- 投資信託にはクーリングオフの適用はありません。
- 投資信託には各商品によって購入や換金ができる期間の制限等がありますので、ご注意ください。

※金融資産運用について、元本保証商品での資産運用をお考えのお客さまには、本商品は、適合しませんので、あらかじめご了承ください。

※ご不明な点は、窓口にお問合せください。

株式会社東京都民銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第37号 加入協会 日本証券業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会

株式会社八千代銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第53号 加入協会 日本証券業協会

※東京都民銀行と八千代銀行、新銀行東京の3行は、関係当局の許認可の取得等を前提として、平成30年5月1日に合併し、「きらぼし銀行」となる予定です。

以 上